

第 8 回 桜井市総合計画審議会 議事要旨

令和 2 年 8 月 21 日（金） 午後 2 時～

場所：木材協同組合 2 階会議室

1. 開会

○事務局

- ・これより、第 8 回桜井市総合計画審議会を開催させていただく。

本日は桜井木材協同組合理事長の岩本委員のご厚意で第 3 回審議会でもお借りした会館をお貸しいただいている。

本日、委員 19 名中 16 名の出席を頂けたので、総合計画条例第 13 条より本審議会が成立していることをご報告させていただく。なお、7 月 20 日付で桜井市農業委員会の会長に楠本芳照様がご就任された。本日の審議会からご出席いただいている。よろしくをお願いしたい。

それでは、初めに伊藤会長よりご挨拶いただく。

○伊藤会長

- ・コロナ感染と熱中症に気を付けながらの生活だが、今日はお忙しいところご参加いただきありがとうございます。本日の審議よろしくをお願いしたい。

2. 議事

(1) 委員質問事項への回答について事務局より説明を行った。

○伊藤会長

- ・今説明があったが、何か質問や意見はないか。

(質問・意見なし)

(2) 第 6 次総合計画素案の確定について事務局より説明を行った。

○伊藤会長

- ・今説明があったが、何か質問や意見はないか。この記載をもって総合計画素案のパブリックコメントをかけていくため、これまでの部分について確定をしていきたい。何か意見等あればお願いしたい。

○和田委員

- ・27 ページ、まちづくりの体系のなかで、人権はどこで読み取ることができるか。あるいは、ほかのところで触れているのか。

○事務局

- ・人権に関する記載は、戦略的プロジェクトの 42・43 ページ「基本目標 4」の「まちの将来の姿」の最後の部分に「また、一人ひとりの人権が尊重され、それぞれの立場や価値観を認め合って生活しています」という記述があり、43 ページの表の一番下の「全ての人々が自分らしく生き活きと暮らせる環境整備」の施策として「一人ひ

とりの人権が尊重される地域づくりの推進」、施策の方向性として「あらゆる人権問題の解決を図るための啓発・教育の実施」と記載をしている。基本計画のなかでも人権文化の確立という施策があり、そこで記載している。

○金山委員

- ・戦略的プロジェクトのなかで、人材育成の観点が必要では。地方創生に関するプロジェクトについては、そこに至るプロセスが大事。そのためのコーディネーターの存在や人材育成が大事。昔県では「まほろば地域づくり塾」というのがあり、自分も塾生だった。桜井市内に見識のある方いると思うが、学生含め、いろんな人を育てていくことが大事。プロジェクトはゴールが大事であるが、そこまで届かないかもしれない。これから5年でめざす未来に向けて、まず工程を組んでいく。その辺までの工程を総合計画の中で見せるのがいいのかどうかかわからないが、最終に至るまでのイメージを示す必要があるのではないかな。優秀な人、地域に貢献したい人、時間を費やしたい人にどう協力してもらうのか。行政は応援団しかできない。そういう人とどう連携していくのかという発想が必要だと思う。行政はリーダーにはなれないので、人材育成に際して、市内の有機者の方により協力してもらうようにしては。

○事務局

- ・総合計画という性格上、そこまで書き込めていない。今おっしゃたことは私たちも同じような思いである。地域のリーダーにいかに頑張ってもらえるか。協働のまちづくりは行政だけや、住民だけでは出来ない。

○菅原委員

- ・P13「(5) 環境」の大気汚染に「野焼き」とあるが、野焼きは大気汚染なのか。桜井に移ってきた人にとっては、洗濯物が汚れるとか、においが臭いなどあるだろうが、地元の人にとっては風物詩である。焼いた灰をまた畑に循環して返し畑を耕す。野焼きが悪いというとならえ方に違和感がある。旧市民と新市民で見方がちがうのでは。普通、稲刈りが終わった後、藁を燃やすといった野焼きは環境汚染ではないと思うが。市は野焼きを環境汚染ととらえているのか。

○楠本委員

- ・野焼きは菅原委員がおっしゃるように、新住民で市役所に公害と訴える方はかなりある。昔から農業している人は必然的なものとしてやっている。新住民と旧住民のへだたりはかなりある。大気汚染とらえるか判断の境目が難しい。農業している人にとっては、仕事の一環なので、大気汚染と決めつけるのはどうか。

○事務局

- ・工場からでてくるばい煙等と、野焼きに関する防火や洗濯物のにおいの観点が一緒になっているので、表記を整理したい。

○我妻委員

- ・野焼きの件。どうしても必要な場合は、最小限にと確か国で決めていたのではないか。

○事務局

- ・野焼きをする場合、消防に許可を得るとか手続きをして行っているが、たまに消防署に通報する人がいる。防火という観点と、大気汚染という観点では異なる。記述については検討させていただく。

○我妻委員

- ・野焼きは基本的には禁止。法律上はしてはいけないということになっている。

○林委員

- ・こどものころの体験だが、野焼きのにおいはものすごくいい。情緒がある。それをどう解釈するか。野焼きのにおいは故郷の香りでいいと思う。どこで線を引くか。

○菅原委員

- ・大気汚染とひとくくりにすると、農家は悪ということになる。

○林委員

- ・ぎすぎすした話は具合がわるい。“野焼きのにおいは良いな。これで農家が生活をしているんだな”とみなさん理解することによってある程度解消していくのではないか。それぞれの立場で理解してほしい。

○我妻委員

- ・37 ページ「特色ある 2 次産業の創出」の施策「2 次産業の効率化の推進」に「木材の需要確保及び市産材製品の安定流通の実現」とある。これは民間のマーケットに行政が手をつっこむと考えて良いのか。

○事務局

- ・民間事業ととらえているが、公としては補助事業として支援することなどが、このプロジェクトのなかに入っていると考えている。

○我妻委員

- ・ある村では、原木を買ってほしい時に、トップが出てきて営業するなどの動きがある。桜井市ではそういうことはしない。あくまでも業者が行うということか。

○事務局

- ・市長は地場産業についての全国的な発信、トップセールスを行うと言っているのが当然ながら、そういう形での発信は含まれている。

○我妻委員

- ・いろんな産業でも市が主体的に取り組んでいくのかなという表現がある。具体的な戦術については、官と民の役割を明確にして、基本計画等に記載する必要があるのでは。プロジェクトで目標が示されていても具体的な施策の実施内容に関する記述が薄いと感じる。今後、10 年間の中で計画の見直しもあるだろう。戦略はよいが、戦術、基本計画は見直しを行ってほしい。

○事務局

- ・以前にも説明したが、戦略的プロジェクトは地方創生総合戦略の第 2 期の骨格になっている。ここに施策を貼り付け、戦術を表していく。その際十分気を付けて整理したい。見直しは総合戦略の推進会議で毎年検証する中で、これまでも必要があれば毎年変更をかけている。第 2 期もそういう考えで進めたい。

○福本委員

- ・37 ページ「集積を活かした 3 次産業の充実」の施策「商業の活性化」に「企業誘致」とあるが、これは何かあてがあるか。コロナ禍のなかで、IT や ONLINE をつかわないと儲からない時代に、逆行している印象である。

○事務局

- ・オンラインでのネットショップも大きなマーケットであるが、現地でのお買い物や製造する工場の果たす役割も大きなウエイトを占めており、それらを誘致することで、商業の活性化を目指したいと考えている。
- ・付け加えになるが、コロナの関係で工場を海外から国内にうつすという動きもある。奈良県としても、この機会に県内で工場誘致を図ろうと動いている。これまで奈良県は工場誘致が進んでなかった。今の知事になってから企業誘致が進んできている。桜井では、中和幹線沿いで、優遇措置を活用して誘致したい。工場誘致の条例も持っている。生活様式が変わる状況ではあるが、企業誘致については、引き続き市としても取り組んでいきたいので、記載している。

○伊藤会長

- ・質問は、製造業ではなく第 3 次産業の誘致のことではないか。

○事務局

- ・そうではあるが、全体的な流れで認識いただきたいということで説明させていただいた。

○福本委員

- ・桜井市全体のブランドを高めて来訪者を促進する、第 3 次産業を促進する、とあるが、例えば、木材と他のものを組みあわせてブランドを作っていくということが必要では。

○伊藤会長

- ・6 次産業化の話か。

○福本委員

- ・6 次産業のところ、言葉が弱いような気がする。

○伊藤会長

- ・ここでは説明しきれていないかもしれないが、基本計画の中で具体的なことが記載されている。

○我妻委員

- ・ 103 ページの市民生活の目標像に「安全でおいしい水が飲める」とある。桜井市内の山間部には、未給水地域ある。今も沢の水をつかっている地域もある。そういう地域に上水を給水すると考えて良いか。

○事務局

- ・ 上水関係については、計画区域からもれている地域がある。ただ、上水を全部引くのは至難の業。その中で簡易水道など飲料水を確保する事業を別途考える必要がある。桜井市だけでなく、広域圏でも共通の検討課題になっている。ただ、今は具体の施策を申し上げられない。

○我妻委員

- ・ 水道法ですべての地域に水を供給するという国民の権利が示されている。市の事情はわかるが、簡易水道をいれるという方向性を書けば、その地域の人々の希望になる。総合計画はすべての人にかかわるものであり、ある一部の地域を除外したようではいけない。未給水地域に関する取組を書けば希望をもっていただける。

○事務局

- ・ 具体のことは実際には書けていない。今の段階の表記としてはこれでご理解いただきたい。

○我妻委員

- ・ 検討するくらい？

○事務局

- ・ 飲料水と生活用水を上水で送っていくとなると、ポンプでのポンプアップが必要になる。災害になるとたちまち水が送れなくなり、実際には生活用水も確保できなくなる。今、生活用水はなんとか確保できている。後は飲用をどうするかという、二本立てで考える必要がある。四国など先進的に取り組んでいるところもあるようだが、なかなかいい取組が見つからない。そういう状況のため、この表記でしばらく時間をいただきたい。

○我妻委員

- ・ 時間がかかっている。20 年くらい同じ状況である。

○金山委員

- ・ 56 ページ「取組方針」の下から 2 つ目。3 つのツーリズムは民間が進めるという理解か。

○事務局

- ・ NAFIC は官民連携で進められている。山の辺の道は県が音頭をとって、広域的に民間、行政、関連機関で協議体をつくっている。官民連携で全体の取組を進めていくという考え方で理解いただきたい。

○金山委員

- ・ 3 つのツーリズム等を進めるとあるが、健康志向のヘルスツーリズムとか、歴史を

軸としたツーリズムとか、そういったものも入っているのか。

○事務局

- ・文化庁や観光庁等で「リビングヒストリー」という体験型の事業を進めていくと聞いている。これは歴史体験や様々な生活体験を楽しんでいただくということなので、このような国の動向も踏まえて、そういったものも含め推進をしていく。

○金山委員

- ・特に山の辺の道等、市内には街道がたくさんある。そこを歩いてもらえばそれはヘルスツーリズムになる。そういう観点も踏まえていただけたらと思う。

○和田委員

- ・56 ページの取組方針は、JR 線の高架化を修正してインバウンド対策を充実させてなっている。JR 高架化は必要だが、早期な課題ではないという意味で外したのか。まったく見通しがなく、考えていないのか。どちらか。

○事務局

- ・前回もこの場でも出た。実際には高架化になればいいし、過去にもそういう計画はあった。ただし、桜井市だけでやれる事業ではない。JR 奈良駅も、600 億円くらいかかっている。そのうち 1 割は奈良市が負担している。あの当時は国や知事も、積極的に言っていた。実際にこの 10 年間で形になりそうなら記載したいが、なかなかできない。コロナの影響で、来年以降も経済活動が不透明になっており、書くのはよいが、現実的にどう進めるか。入れたいが入れることで、絵に描いたようなことと、反発も考えられる。そこらへんは触れていないのが現状である。理解してもらいたい。

○伊藤会長

- ・5 年後の見直しの時点で状況が変わっていれば、可能性もあるかもしれないが、今の時点ではということである。

○三井田委員

- ・99 ページ、100 ページの景観について。これまで市では景観のガイドラインをつくって積極的に取り組んでおり、そのことは現状や課題の中で記載されている。しかし、取組方針ではまとめて記載していて尻すぼみ感がある。取組方針の一つ目で2つのことがまとめて書かれている。「地域のまちづくり活動を促進する」と「公共事業」とは話が変わるので、分けて書いてはどうか。

○事務局

- ・1つの項目で書いているので、ご指摘のように整理したい。

○三井田委員

- ・届け出義務があるものは誘導が可能だが、届け出義務がない小規模なものについては誘導する手立てがない。それについても課題の中で触れておいてほしい。

○事務局

- ・ご指摘のような課題もあるので、追記したい。

○伊藤会長

- ・パブコメの意見も踏まえてとりまとめて、またみなさんの意見をうかがいたい。
修正を含めた形で、総合計画素案を確定したいと思う。

3. その他

○事務局

- ・次回の審議会は、パブリックコメントを10月中に実施したい。
予定通り10月に実施すれば、次回お集まりいただくのは11月中旬となる。
審議会としてお集まりいただくのはそれが最後になる。ぜひ出席をお願いしたい。

以上